

江府町告示第23号

江府町高齢者補聴器購入費補助金交付要綱をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

江府町長 白石祐治

## 江府町高齢者補聴器購入費補助金交付要綱

令和8年4月1日

告示 23 号

### (目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を補助することで、高齢者の生活支援及び積極的な社会参加を促進することを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 江府町高齢者補聴器購入費補助金（以下「本補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、現に居住する満65歳以上である者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第4項の規定に基づく聴覚障害による身体障害者手帳の交付基準に該当しない者
- (3) 法第15条第1項に規定する指定医師（以下「医師」という。）により、以下の細目の全てについて証明を受けた者
  - ア 両耳の平均聴力レベルが30dB以上70dB未満（一側耳の平均聴力レベルが30dB以上70dB未満、他側耳の平均聴力レベルが70dB以上90dB未満を含む。）であり、医師が補聴器が必要であると認めた者。ただし両耳の平均聴力レベルが30dB未満でも医師が特別に補聴器が必要であると認めるときは、交付対象とすることができる。
  - イ 永続性（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知（平成30年1月17日、障企発第0117号第1号）で示された永続性をいう。以下同じ。）があること。
  - ウ 補聴器が必要であること。
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付その他の法令に基づく給付又は支給の対象でない者。
- (5) 町税の滞納がないこと。
- (6) 過去に本補助金の交付を受けてから5年を経過していること。

### (本補助金の額等)

第3条 本補助金の対象経費は、補聴器本体（両耳又は片耳）及び本体付属品（1セットを限度とする。）の購入に係る費用（以下「購入費」という。）とする。ただし、医師の処方に基づき公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器技能者が在籍する事業者又はその事業者と契約している販売店（以下「対象店舗」という。）で購入したものに限り、

2 本補助金の額は、購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする。

### (交付申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江府町高齢者補聴器購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書（購入する補聴器の業者名・メーカー・型番が記載されたもの）
- (2) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、江府町高齢者補聴器購入費補助金交付（却下）決定通知書（様式第2号）により、決定内容を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 申請者は本補助金の交付決定を受けた後、対象店舗から補聴器の引き渡しを受けて支払いを行ったときは、江府町高齢者補聴器購入費補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に領収書の写し（購入した補聴器の業者名・メーカー・型番が記載されたもの）を添えて町長に報告しなければならない。

（額の確定）

第7条 町長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助すべき額を確定させ、申請者に江府町高齢者補聴器購入費補助金額の確定通知書（様式第4号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（請求）

第8条 申請者は、確定通知書を受けた後、町長に対し江府町高齢者補聴器購入費補助金請求書（様式第5号）に確定通知書の写しを添付し、本補助金の支払いを請求しなければならない。

- 2 前項に規定する請求は、交付決定を受けた日の属する年度の末日までに行わなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、本補助金の交付決定を受けたときは、交付決定を取り消すとともに、既に本補助金を交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第10条 町は、本補助金に係る関係書類等を、5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。